

## 資料 5

### 岡山大学同窓会会則及び岡山大学同窓会会則の運用について の一部改正について

#### 【改正の概要】

#### 1 岡山大学マッチングプログラムコース同窓会の岡山大学同窓会への参加に伴う所要の整備

平成16年12月15日開催の教育研究評議会で設置が承認された、既成のカリキュラムの枠組みを越えて、学部・学科を横断する履修プログラムにより、明確なキャリアデザイン能力を持つ学生を育成する新しい教育プログラム「岡山大学マッチングプログラムコース」に入学（平成18年4月）した第一期生が、平成22年3月に卒業し、平成22年4月1日に「岡山大学マッチングプログラムコース同窓会」（以下「MPコース同窓会」という。）を設置した。

卒業生は、MPコース同窓会の会員となり、会費を負担するものであるが、それぞれの所属学部同窓会に加入する者もある。

MPコース同窓会は、他の9学部同窓会と同等の立場として認知、取り扱われることを望み、全学同窓会への参加を希望している。

全学同窓会の会費は、各学部同窓会から、その会員数（一人当たり10円）に応じて、5万円又は10万円を納めているが、会員数が少ないマッチングプログラムコース同窓会員からの負担（所属学部同窓会へ会費を納入していることもある。）は、当分の間、求めないこととしたい。

#### 2 岡山大学同窓会事務室の事務職員の所属が、総務・企画部から学長戦略室に変更になったことに伴う所要の整備

#### 3 その他字句の整備

岡山大学同窓会会則の一部改正新旧条文対照表(案)

| 現 行   | 改 正  |
|---|--|
| 第1条 省 略<br>(目的)   | 第1条 同 左<br>(目的)  |
| 第2条 本会は、岡山大学及び各学部同窓会の発展に寄与するとともに、会員相互並びに同窓会相互の親睦・情報交換を図り、併せて社会に貢献することを目的とする。<br>(事業)    | 第2条 本会は、岡山大学及び各学部等同窓会の発展に寄与するとともに、会員相互並びに同窓会相互の親睦・情報交換を図り、併せて社会に貢献することを目的とする。<br>(事業)    |
| 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。<br>一 会員相互並びに各学部同窓会相互の親睦及び連携を支援する事業<br>二～四 省 略<br>(会員) | 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。<br>一 会員相互並びに各学部等同窓会相互の親睦及び連携を支援する事業<br>二～四 同 左<br>(会員) |
| 第4条 本会は、岡山大学の各学部同窓会の会員をもって構成する。   | 第4条 本会は、岡山大学の各学部等同窓会の会員をもって構成する。   |
| 第5条～第11条 省 略<br>(役員会)   | 第5条～第11条 同 左<br>(役員会)  |
| 第12条 役員会は、役員で組織する。  | 第12条 役員会は、役員で組織する。   |
| 2 省 略   | 2 同 左  |
| 3 役員会は、次に掲げる事項を審議する。<br>一 総会に附議する事項<br>二 省 略  | 3 役員会は、次に掲げる事項を審議する。<br>一 総会に付議する事項<br>二 同 左   |
| 4 省 略   | 4 同 左  |
| 第13条 省 略<br>(事務局)   | 第13条 同 左<br>(事務局)  |
| 第14条 本会にその事務を処理するため、事務局を置く。   | 第14条 本会にその事務を処理するため、事務局を置く。  |
| 2 省 略   | 2 同 左  |
| 3 事務局は、当分の間、岡山大学総務・企画部内に置く。   | 3 事務局は、当分の間、岡山大学本部棟内に置く。   |
| 第15条 省 略  | 第15条 同 左   |
|   | 附 則<br>この会則は、平成22年7月3日から施行する。  |

(改正理由)

- 1 いずれの学部にも所属しないマッチングプログラムコース同窓会を本会の会員に加えるため。
- 2 その他会則の整備を図るため。

岡山大学同窓会会則の運用についての一部改正新旧条文対照表(案)

| 現 行  | 改 正  |
|--|--|
| <p>第3条関係 省 略</p> <p>第4条関係(会員)<br/>岡山大学の各学部同窓会は、次のとおりとする。<br/>第1号～第8号 省 略<br/>(9) 農学部同窓会</p> <hr/> <p>第5条関係 省 略</p> <p>第6条関係(任期)<br/>任期は、全員2年とする。再任は妨げない。</p> <p>第8条関係～第10条関係 省 略</p> <p>第13条関係(会計)<br/>会費は、第4条関係(会員)の岡山大学の各学部同窓会から徴収する。</p> <hr/> <p>寄附金は、随時受け付ける。</p> <p>第14条関係(事務局)<br/>当分の間、同窓会事務局は総務・企画部に置き、本部棟の一室を利用する。</p> <hr/> | <p>第3条関係 同 左</p> <p>第4条関係(会員)<br/>岡山大学の各学部等同窓会は、次のとおりとする。<br/>第1号～第8号 同 左<br/>(9) 農学部同窓会<br/><b>(10) マッチングプログラムコース同窓会</b></p> <p>第5条関係 同 左</p> <p>第6条関係(役員の任期)<br/>任期は、全員2年とする。再任は妨げない。</p> <p>第8条関係～第10条関係 同 左</p> <p>第13条関係(会計)<br/>会費は、第4条関係(会員)の岡山大学の各学部等同窓会から徴収する。<b>ただし、第10号のマッチングプログラムコース同窓会からは、当分の間、徴収しない。</b></p> <p>寄附金は、随時受け付ける。</p> <p>第14条関係(事務局)<br/>当分の間、同窓会事務局は、<b>岡山大学</b>本部棟の一室を利用する。</p> <p><b>附 則</b><br/><b>この会則の運用については、平成22年7月3日から施行する。</b></p> |

(改正理由)

- 1 いずれの学部にも所属しないマッチングプログラムコース同窓会を本会の会員に加えるため。
- 2 その他会則の運用についての整備を図るため。